

第 4 1 回大阪府環境審議会会議録

開 催 日 平成 2 2 年 1 2 月 1 日

開 催 場 所 シティプラザ大阪 2 階 燦の間

第41回大阪府環境審議会

平成22年12月1日

司会（小林補佐） 長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第41回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます環境農林水産総務課の小林でございます。どうかよろしく願いいたします。

皆様方には、お忙しい中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。それでは、会議に先立ちまして、環境農林水産部長の柳楽からごあいさつ申し上げます。

柳楽環境農林水産部長 環境農林水産部長の柳楽でございます。第41回大阪府環境審議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、ご多忙のところ、ご出席をいただき誠にありがとうございます。また、日ごろから環境行政をはじめ、府政の各般にわたりご支援、ご協力を賜っておりますことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。また、本日、部会からの報告が2件ございますが、各部会におかれましては、この間、精力的にご検討いただきましたことを、この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

本日は、審議事項が4件、報告事項が4件でございます。審議事項でございますが、諮問案件が3件となっております。次に、本年5月の第40回審議会で諮問させていただきました、ほう素等の排出基準に係る経過措置の見直しにつきまして、水質規制部会からご報告をいただくことになっておりますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。また、報告事項といたしまして、温泉部会でご決議されました事項につきましてのご報告、その他、事務局から3件の報告を予定しております。

委員の皆様方には、忌憚のないご意見、ご提言をいただきますようお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願い申し上げます。

司会 それでは、資料の確認をさせていただきます。

お手元に議事次第、その裏面に資料一覧、配席表、その裏が本日の出席予定

者の名簿になってございます。それから、大阪府環境審議会委員名簿、環境審議会条例、それと出席確認票をお配りしております。委員及び幹事の皆様への報酬等の支出手続に必要でございますので、大変お手数でございますが、席上でございます出席確認票にお名前をご記入いただきますようお願いいたします。なお、この出席確認票は、お帰りの際にお席に置いたままにさせていただくようお願いいたします。

続きまして、本日追加で配付しております資料についてご説明いたします。まず、資料1-1、2-1、3-1は本日の諮問文の写しでございます。それから、資料3-2、4-1、それと資料7、これにつきましては、資料の中の表現をわかりやすいものにしたり正確に記入し直したものであるというのが、今回差し替えとしてお手元にご用意しております。

それから、資料7-1、これにつきましては環境総合計画素案でございます。本日追加の資料となっております。それから、参考資料といたしまして、大阪府廃棄物処理計画をおつけしております。その他の資料につきましては、事前に送付させていただきましたとおりでございます。

続きまして、本年5月に開催しました第40回環境審議会以降に、新たに就任いただいた委員のご紹介をさせていただきます。大阪府漁業協同組合連合会・代表理事会長の白井委員でございます。なお、大阪大学の久保委員、弁護士の小田委員につきましては、新たにご就任いただきましたが、本日はご欠席ということで伺っております。

続きまして、大阪府議会議員の委員の方で、本年7月に新たにご就任いただいた方をご紹介させていただきます。東委員でございます。岩木委員でございます。三浦委員でございます。

続きまして、臨時委員として、新たに、近畿経済産業局長永塚委員にご就任いただいておりますが、本日は代理で山口環境・リサイクル課長にご出席いただいております。

その他のご出席の委員及び幹事の皆様につきましては、お手元にお配りしております配席表にお名前を記しておりますので、ご紹介は省略をさせていただきます。

なお、本日の出席委員でございますが、委員定数43名のうち、現在31名

の方のご出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。まず、最初に本審議会の会長の選任でございますが、会長の選任までの間につきましては事務局のほうで議事を進行させていただきますので、ご協力よろしく願いいたします。

お手元にお配りしております大阪府環境審議会条例の第2条第2項にございますように、「学識経験のある者」とする委員は任期が2年ということで、本年6月1日付で改めて委員にご就任をしていただいております。その後での初めての審議会の開催となりますので、条例第4条第1項の規定により、「学識経験のある者」としてご就任いただいております委員の皆様のうちから選挙で会長を定めていただく必要がございます。

それでは、皆様にお諮りしたいと思います。どなたかご推薦はございませんでしょうか。

海老瀬委員、どうぞ。

海老瀬委員　これまでこの審議会の会長職をお務めいただき、環境や環境政策にご造詣の深い奥野先生に引き続いて会長職をお引き受けいただいております。いかかのご提案申し上げます。

司会　ただいま海老瀬委員のほうから奥野委員のご推薦をいただきましたが、皆様いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

司会　ありがとうございます。

それでは、本審議会の会長として、奥野委員に引き続きご就任いただきたく存じます。奥野会長、よろしく願いいたします。

それでは、奥野会長には、お手数ですけれども、会長席のほうへお移りいただきますように、よろしく願いいたします。

奥野会長　ご指名いただきました奥野でございます。引き続きということでございますので、皆様のご協力をいただき、この会を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

司会　それでは、奥野会長、よろしく願いいたします。

さて、大阪府環境審議会条例第4条第3項に、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理すると規定されておりますので、奥野会長には会長代理の指名をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

奥野会長　　ただいまご紹介ありましたように、会長代理は私が指名するという
ことでございますので、長年にわたって環境の関連でご活躍いただいております
大阪大学名誉教授の水野先生をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

水野委員　　お受けします。

奥野会長　　それでは、水野先生、会長代理ということで、よろしくお願いいたします
します。

司会　　水野会長代理には、お手数ですが、会長代理の席のほうへお移りいた
だきますように、よろしくお願いいたします。

水野会長代理　　ただいまご指名いただきました水野でございます。甚だ微力
でございますが、精いっぱい務めさせていただきますので、どうぞよろしく
お願いいたします。

司会　　よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、本日は諮問事項が3件ございますので、資料1-1、
2-1及び3-1により、大阪府のほうから環境審議会に諮問させていただきます。

柳楽環境農林水産部長　　それでは、私のほうから知事にかわりまして諮問文を
交付させていただきます。

廃棄物処理計画の策定について、化学的酸素要求量等に係る第7次総量削減
計画及び総量規制基準について、1,4-ジオキサン等に係る排水基準等につ
いての3件について、貴審議会の意見を求めます。よろしくお願いいたします。

司会　　それでは、これ以降の議事の進行につきましては、奥野会長にお願い
したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

奥野会長　　それでは、本日の議事次第でございます案件について説明させて
いただきますので、委員の皆様におかれましては、ご協力よろしくお願いいたします
ます。忌憚のない意見をここで交わしたいと思います。

それでは、まず最初に、先ほど諮問がありました廃棄物処理計画の策定について、事務局のほうから説明をお伺いしたいと思います。

山田資源循環課長 資源循環課長の山田でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、資料に従いまして諮問の内容、背景などにつきましてご説明申し上げます。まず、お手元の資料1-1の諮問文の裏をご覧ください。

諮問の趣旨説明をしております。廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、国が策定します基本方針に即しまして都道府県が策定することとなっております。現在の大阪府廃棄物処理計画は、本審議会のご答申をいただきまして、平成19年3月に平成22年度までの5年間の計画として策定したものでございます。この計画では、目標年度である平成22年度には府内から発生します廃棄物の最終処分量を平成17年度実績に対しまして20%削減するといった数値目標を掲げ、取り組みを進めてまいりました。

一方、国におきましては、現在基本方針の変更作業が進められており、循環型社会への転換をさらに進めていくに際して、低炭素社会との統合にも配慮して取り組むことの必要性も盛り込むことと伺っております。このため、大阪府といたしましては、今後示される国の新しい基本方針や大阪府環境総合計画等との整合を図りつつ、平成23年度におきまして平成22年度の数値目標の達成状況を確認した上で、平成27年度を目標年度とした新たな計画の策定を行うこととし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、本審議会のご意見を求めるものでございます。

続きまして、資料1-2、A3の横長でございますが、ご覧ください。廃棄物処理計画の概要と新計画策定の考え方などについて、ご説明をさせていただきます。資料の左側をご覧ください。

ここでは、現行の廃棄物処理計画の概要をお示ししております。2の計画期間に示しておりますように、現行の計画は平成17年度の減量化目標の達成状況をもとに、平成22年度を目標年度として取りまとめたものでございます。

3では、基本理念といたしまして、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会を形成することを掲げております。基本方針といたしましては、廃棄物の発生抑制やリユース・リサイクルなど、資源の

循環的な利用を進め、廃棄物を可能な限り削減することなど、4点を掲げております。

4では、リサイクル率の向上等、計画策定時の課題を示し、5ではそれを踏まえて目標の達成に向けた4つの重点施策を定めています。

1つは、リサイクル排出抑制の推進として、ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの推進、家庭ごみの排出削減の推進等。2つ目は資源循環の推進に向けた基盤整備として、分別収集体制の拡充、資源化施設等の整備促進等。3つ目が適正処理の徹底として、排出事業者に対する指導の徹底、有害廃棄物の適正処理の徹底等。4つ目に各主体との連携として、府民・事業者・市町村等との連携の強化等でございます。

続きまして、資料の右側をご覧ください。

上段に減量化目標と現状を掲げております。一般廃棄物につきましては、排出量が平成20年度実績で380万トンと、既に平成22年度目標の420万トンを下回るレベルまで削減が進んでおります。しかしながら、再生利用量、いわゆるリサイクルされる量でございますが、平成20年度の実績を見ますと、生活系、いわゆる家庭ごみでは42万トンと、平成22年度目標の55万トン達成するのは困難な状況でございます。

なお、事業系につきましては実績値を把握できておりませんが、来年度、多量に排出する事業者への実態調査などを行い、数値を把握してまいりたいと考えております。

次に、最終処分量につきましては、平成20年度実績で59万トンとなっております。平成22年度目標の56万トンはおおむね達成できるものと考えております。排出量及び最終処分量については減少傾向にございますが、再生利用量、いわゆるリサイクル量につきましては平成20年度実績42万トンで、それ以前の年度と比較してほぼ横ばい傾向となっております。これをリサイクル率で見ますと、平成18年度につきましては10.6%、平成19年度では10.9%、20年度では11.5%と、わずかずつではございますが向上傾向を示しております。

このような状況の中で、1人1日当たりの排出量、リサイクル率、最終処分量は、実質全国ワーストワンとなっております。

次に、産業廃棄物についてご説明申し上げます。

まず、排出量につきましては、平成17年度実績1,728万トン、平成22年度目標1,766万トンに対しまして、平成20年度実績は1,719万トンと削減が進んでおります。次に、再生利用量につきましては、平成17年度実績545万トン、平成22年度目標568万トンに対しまして、平成20年度実績は518万トンと低迷しております。また、最終処分量につきましては、平成17年度実績67万トン、平成22年度目標53万トンに対しまして、平成20年度実績は62万トンと一定の削減は進んでおりますが、目標達成は厳しい状況でございます。

資料の下段をご覧ください。新たな計画策定の考え方についてでございます。

まず、背景でございますが、国の基本方針及び上位計画でございます大阪府環境総合計画につきまして、現在策定手続中でございます。国の基本方針では、平成27年度における最終処分量の減量化目標値が、一般廃棄物では平成19年度に対しまして22%、産業廃棄物では同じく平成19年度に対しまして12%、それぞれ削減されたものとなる見込みとなっております。

また、近年、世界的な資源制約の顕在化など、廃棄物処理、リサイクルを取り巻く状況は大きく変化しており、また地球温暖化をはじめとする環境問題の対応は急務となっておりますことから、それら諸課題の解決を図るため、循環型社会への転換をさらに進めるための方策の検討が必要であると考えられます。

さらに、大阪府では近隣府県、市町村と協力して、大阪湾圏域広域処理場を整備し、廃棄物の最終処分を行っておりますが、処理場としての容量にも限界があることから、今後さらなる最終処分量の削減が必要であると考えております。

計画策定の基本的な考え方といたしましては、循環型社会形成推進に向けたこれまでの取り組みの進展や新しい国の基本方針、大阪府環境総合計画等の整合を図り、平成23年度に現行計画の目標達成状況を確認した上で、平成27年度を目標年度とした目標値、取り組むべき施策等を定めてまいりたいと考えており、本審議会におきまして専門的な見地からご審議を賜りたいと存じます。

最後に、計画策定のスケジュールでございますが、本日諮問をさせていただきましたが、事務局といたしましては、検討に当たっては専門部会を設置いた

だいたいで、来年4月から11月に部会で集中的にご審議をいただき、11月には基本的な方針について、ご答申としていただきたいと思いますと考えております。その後、大阪府において計画案を作成し、パブリックコメントを実施した上で、平成24年3月に策定いたしたいと考えております。

なお、資料1-3として廃棄物リサイクル関連法の全体像等、資料1-4としまして国の基本的な方針の変更案を添付しております。また、現行計画についても参考資料としてお配りしておりますので、あわせてご確認いただければと存じます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

奥野会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しましてご質問、ご意見、あるいはコメント、皆様のほうから何かございませんでしょうか。

どうぞ、桑野先生。

桑野委員 今ご説明いただいて、大阪府の最終処分量というのが全国ワーストワンというのは大変悲しい状況ということを知りましたけれども、例えばリサイクルにつきまして、住民側のほうの要因と、それから行政的な体制のほうと、両方の側面があると思うんですけれども、どちらのほうが大きな要因となっているのでしょうか。

奥野会長 事務局のほうからこれについて、いかがでしょうか。

山田資源循環課長 ウエートのどっちが何割の原因で、どちらが何割と、これはちょっと我々、何とも申し上げられないですが、廃棄物の処理量が多い、あるいはリサイクル率が低い、こういった原因としましては、都市部、大阪市、先ほどもご説明させていただきましたけれども、家庭ごみについては全国的なレベル、そんな遜色はないんです。特に大阪市内、小さなビルでありますとか事業所、そういったものが結構ございまして、分別などがスペース的な問題でありますとか、そういったことでなかなか進んでいない、それが現状でございます。

それと、あと統計的な問題としましては、各市町村で新聞でありますとか、いわゆる古紙ですね。そういったものは、一般的にはどこの市町村もそうなん

ですけども、子供会でありますとか町内会、そういったことで集団回収はされているんですけども、やはり財政的に厳しい市町村におきましては、集団回収には市町村が補助金なんか出しているんですけども、なかなか補助金が出せないということで実態を把握できていない。当然リサイクルをやられているわけなんですけど、それは統計上、上がってこない。そういった面で、リサイクル率が低いとか、そういう結果になっておると我々は考えております。

奥野会長 他に、どうぞ、蒲生先生。

蒲生委員 この家庭用ごみの回収については、それぞれの家庭の人が決められた日にち、時間に出してもらおうというのは前提やと思うんですが、私の知っている人の、堺なんですけど、週2回出すんですけど、出すのが朝の何か5時から6時ごろらしいですわ。前の晩から出したら絶対あかんから、必死で起きて出さないかと。何とかそれを改善できないものかいなといつも言うんです。それはちょっと病気のときとか、何か故障あったときなんか必死の思いなので、もうちょっと協力しやすいような時間に変えられないものかなと、ちょっとこの間から思っておったので。

今後とも各府民、ご家庭の協力が前提となれば、変えられるものやったらもうちょっと時間、ずらしてやったほうが、朝の5時や6時から必死で待って出さないかというようなことではものすごいエネルギーの消耗になるし、実際やってはるねんけど。それで早起きになるというたらそれまでやけど、そうでない人もおるから疲れてしまうと。前の晩から緊張しているという人、聞きましたので、できたらちょっと改善すべきやないかと思うんですけど。

奥野会長 そういう問題について、いかがですか。

山田資源循環課長 それぞれの各市の焼却施設の容量でありますとか、その辺いろいろご事情があるんだと思いますけど、委員からの貴重なご意見として、当然我々、市町村とも接触しますから、そういった機会にお願い、ご意見をお伝えしたいと考えております。

奥野会長 あまりにも何かバンド幅の狭い条件を出すと、先生がおっしゃるように、厳しいかもしれません。

蒲生委員 毎日が、それが恐怖感。

奥野会長 そうですか。

どうぞ。

高橋委員　審議会を立ち上げられますから、部会で審議されますから、そのときの留意点を。ぜひ、今おっしゃった先生の、住民側と体制側という形の側面ということで、住民は割に意識が統一されていて結構協力したいけれども、各市町村によってきちっと選別ができていない市町村もあります。そこら辺をやはりどういうふうこれから大阪府として統一していくかという側面を、ぜひ審議していただきたいと思います。

それと、今、2点目に最終処分量がワーストワンという処分量のところで、事業系は一切データが出ていないのにワーストワンになるという、その意味もわからない。どうしてきちっとしたデータが出ていないのに全国のワーストワンを押しつけられたのか、そこら辺も私ども、委員としてはすごく矛盾を感じます。ですから、部会の中でなさるときに、やっぱり実態調査をもう少しきちり重点をおいてしていただきたい。

古紙再生だとか割りばしの例もありますが、ほんとうにリサイクルをすることによってどれだけの資源をリユースできているのかということも市民にはもっと、市民というのは一般市民のことですが、わかるように説明をすることがこれから必要なのではないか。新聞をリサイクルすることがほんとうにどれだけの木を助けるといったイメージではなくて。いろんな、リサイクルしなくてもいいという本も出ていますし、市民は迷っていることは確かです。

だから、実際的にリサイクルすることによって、どれだけの循環型社会ができるというデータのなものも今後あわせて専門家によって出していただくような方向で、部会でぜひ議論していただきたいと思っています。

奥野会長　貴重なご意見、ありがとうございます。

何かコメントございますか。

福原循環型社会推進室長　先生からご指摘のありました、事業者側の排出量のデータがないのにワーストワンということについて少しご説明いたしますと、このワーストワンというのはあくまでも市町村が把握した量ということで、全国の比較をした数値でございます。ですが、先ほどご説明いたしましたように、一部事業系の廃棄物につきましては把握できてないものがございますので、それにつきましては私ども、来年度、実態把握等に努めまして実数をつかんでい

きたいと考えております。

奥野会長 他にございませんでしょうか。

どうぞ。

津野委員 新たに計画をつくるときに、前回の計画から今度の計画を新たにつくるときに、すなわちこの2、3年の間に関連しますいろんな法律がかなり大きく変わったり、あるいは新たに作られたりしていると理解しております。

例えば、バイオマスに関連する法律であるとか、循環型社会構築何やらとか、あるいは低炭素についてもいろんな施策展開がありますので、直接関係ないかもしれませんが、いずれもいろいろなパーツで、例えばバイオマスに関連する法律では目標のところには必ず廃棄物も入っていますので、そういったものと整合をとるということをぜひこの計画の中でやっていただきたいし、それが明らかに見えるような形にしていきたいと思います。

奥野会長 貴重なご意見、ありがとうございます。よろしいですかね。

他に何かご指摘、ご意見、あるいは今のような要望、ございませんでしょうか。

ご指摘のように、集中的にこの件に関しては部会をつくってというご要望の中ですので、集中的に今までと同じように検討してまいりたいと思います。本来ならばここで皆さんと一緒ということになるんですけども、とても難しいことですので、先ほどの環境審議会条例第6条第2項で専門部会を設けることができとなっておりますし、そこで審議してくださいというのは先ほどのお願いにもありますので、新しい部会をここで設置して、そこで検討して本審議会にレポートしていただいて議論すると、こういうスタイルを今までと同じようにとりたいと思います。

その際に、今ご指摘の幾つかのご意見を十分に勘案して、特にワーストワンとここで書かれたのは、私もちょっとデータはよくわかりませんが、ワーストワンですというのは違和感がありますので、その辺はきちりデータを整理した上で審議をぜひお願いしたいと思いますが、そういう部会方式でよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、部会の組織あるいは運営につきまして、事務局のほうから提案していただきますでしょうか。

山田資源循環課長　それでは、廃棄物処理計画部会の設置及び部会の組織運営につきまして、ご提案をさせていただきます。お手元の資料 1 - 5、A 4 の縦長の 1 枚物でございますが、廃棄物処理計画部会の運営要領案をごらんいただきたいと存じます。

第 1 の趣旨でございますが、この部会は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 5 第 2 項に基づく廃棄物処理計画の策定につきまして検討を行いますため、大阪府環境審議会条例第 6 条第 2 項の規定に基づいて設置するものでございます。

次に、第 2 の組織についてでございますが、(1)に記載しておりますとおり、同審議会条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定いたします委員、つまり本審議会の学識経験者の委員 4 名程度と、同審議会条例第 3 条第 2 項に規定いたします専門委員 4 名程度について、審議会の会長が指名する者で組織することとしております。また、同審議会条例第 6 条第 4 項及び第 5 項で、部会に部会長を置き、審議会の会長が指名する委員がこれに当たりますこと、及び部会長は部会の会務を掌理することが定められておりますが、(3)では、部会長に事故があるときには部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理することと規定しております。

次に、第 3 の会議では、部会の会議は部会長が招集し、部会長がその議長となることを規定しております。

第 4 の補則では、この要領に定めますものの他、部会の運営に関しまして必要な事項は部会長が定めることを規定しております。

以上が部会の設置、組織及び運営に関する提案でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

奥野会長　こういう方針で部会を設けたいと思いますが、今の提案に対しまして何かご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、この形で部会を新たにつくりまして、廃棄物処理計画部会ということで諮問事項を検討いただくことにしたいと思っております。

この部会の委員でございますが、審議会条例の第 6 条第 3 項及び 4 項により

まして、審議会の会長が指名するということになっております。今までもそのようにお願いしてまいりました。それで、この部会につきましては、後日、私のほうから委員並びに委員長を指名させていただいて、そこでこの部会を始めていただいて、先ほどご意見いただきましたことも十分に勘案しながら集中的に進めていただきたいと、そういうふうをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

第1件目の審議事項につきましては終わりました、次に、同じように審議の案件でございますが、次の2件の諮問については一緒に検討するのがいいと思っておりますが、化学的酸素要求量に係る第7次総量削減計画及び総量規制基準についてということと、それから1,4-ジオキサン等の排水基準についてでございます。どちらもこれは水質の規制に関するものでございますので、それぞれの諮問内容について説明を受けた後で、この審議の方法について検討したいと思っております。

まず化学的酸素要求量等に係る第7次総量削減計画及び総量規制基準について、事務局から説明をお願いいたします。

谷口環境保全課長 環境保全課長の谷口でございます。よろしくお願ひします。座って説明させていただきます。

化学的酸素要求量に係る第7次総量削減計画及び総量規制基準の諮問につきまして、資料2-2を使ってご説明いたします。

まず、資料の上左側ですが、この水質総量規制制度の目的でございますが、瀬戸内海のような閉鎖性水域においては、事業場から公共用水域に排出される水について、濃度規制だけでは環境基準の達成が困難な状況ですので、負荷量の総量を一定量以下に削減して水質保全を図ることとされており、現在、総量規制の対象として、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の3水域が指定されています。また、対象となる項目は有機性汚濁の指標である化学的酸素要求量、CODと窒素含有量及びりん含有量となっております。

このための手順としまして、中ほどから右側に記載しているとおり、水質汚濁防止法によりまして環境大臣が総量削減基本方針、それから総量規制基準のC値の範囲というものを定めます。これを踏まえまして、知事が発生源別の削減目標量や削減の方途を取りまとめた総量削減計画、及び215の業種区分ご

とのCOD等に係ります総量規制基準を定めることとされております。

次に、大阪湾の水質の状況やこれまでの取り組みなどについて、簡単に説明させていただきます。下側左ですが、ご覧いただければと思います。

これまで総量削減計画は、平成21年度を目標年次とする第6次計画まで実施してきました。上のグラフは、CODの発生負荷量を示しております。平成21年度の数字につきましては、現在確定作業中で、ここでは目標値を示しているんですけども、6次にわたる削減対策の実施により、生活排水・産業排水ともに汚濁負荷量は着実に減少し、昭和54年には1日190トンだったものが、平成16年度には1日当たり83トンと、4割程度にまで削減されております。また、第5次計画から追加となりました窒素及びりんの負荷量につきましては、平成11年度から16年度までの間、約3分の1程度削減されました。

さらに、対策の大きな柱である下水道普及率ですが、昭和54年の52.4%から平成21年の93.7%と上昇しております。下水道合併処理浄化槽、それから農業集落排水施設、こういったものを全て合わせたいわゆる生活排水処理率で見ますと、平成3年の68%から平成20年度には92.9%に着実に上昇しております。

しかしながら、中央の大阪湾の現状の部分ですが、上の表のCODの欄を見ていただきますと、これまで6次にわたる総量規制のそれぞれの期間ごとのCODの平均値は横ばいの状態でございます。環境基準の達成状況で見ましても、全窒素、全りんの環境基準の達成率は向上しているんですが、CODについては総量削減を開始した当初と変わらない40%でございます。

これは、流入する負荷量は減少しているものの、過去に流入した汚濁物が堆積しまして、底泥から栄養塩類が溶け出してくることが原因となって、依然として赤潮、貧酸素水塊の発生が見られる状況にあるということでございます。

このため、右のスケジュール欄に示しておりますように、本年3月に中央環境審議会が第7次水質総量削減のあり方についての答申を行いまして、この中で大阪湾については環境基準達成の改善は不十分であり、また貧酸素水塊の発生も見られることから、さらなる水環境の改善のため、平成26年度を目標年度とした第7次の水質総量削減が必要としております。

現在、国では総量削減基本方針の策定作業が進められ、中央環境審議会において総量規制基準の設定方法の検討が行われております。こうした国の方針を受け、府においても総量削減計画及び総量規制基準を定めていくことから、これらについて環境審議会の意見を求めるものでございます。どうぞよろしくご審議のほどをお願いいたします。

奥野会長 ありがとうございます。

この計画につきまして、ご質問あるいはご指摘、コメントはございませんでしょうか。

どうぞ。

白井委員 ちょっと水のことが出たので、大阪湾というような名前が出たので、僕のほうから先生方に一言お願いしたいなと。

今、この前も湾岸下水の会議をしたんですけども、こういう国からの指定の数字ばかりを並べてもらって、全部研究調査して、そんなん聞いたって我々わからんよというんです、はっきり言うて。それは、国の規定内でやっているからきれいな水ですと。きれいな水なら魚が喜ぶんかということなんですよ。先生方、わかってほしいのは、きれいな水にせえと言うたのは我々ですけども、きれいな水にしても必ずしも魚は喜ばないということはずっと今まで、何十年前から言うてるので、下水できてから。もっと栄養のある水を流してくれと言うているんですけど、いや、府は銭がないとか、国の予算がおりてこないとかいうて逃げられるんでね。

僕はこの前のあれも20年来に久しぶりに出たんですけども、何で下水のほうから何か困ったことはありますか、何させてもろうたら漁民が喜ぶんですかと、そんなこと1回でも聞いてくれたことあるんですかと。そういうことも絶対ないんですよ。また、国からの選ばれた数字内でおさまれば一件落着。うちの横の場合は海水と、すぐ海へ流しているんですよ。今までの下水は、ほとんど川に設置して、川に流して、川の栄養分と一緒に海へ流れてきたんです。それが新しく大きな下水ができてから、直接海へ流しているんです。それで、我々、迷惑かかっているのに、我々を考えて流してくれているんかと言うても全然我々のことは無視で、ただ国の規定内の下水を流せばええというような状態ですね。

先生方にわかってもらいたいのは、そういうきれいな水を流して漁師が困っていると、漁民が死ぬようになっていくということも今日はわかってほしいなと。初めて出させてもうて、こういうことはあまり言いたくないんですけども、漁民の困っていることなんか何もこの審議会で言わないからしてくれないのか、どうかわからないですけども、ずっと資料を見させてもうたら他のことばかりで、大阪のこと、漁民のことなんかは全然出てけえへんと。今、水質のことを言うて、大阪湾と出ていたので、僕もちょっと一言言わせてもらったんですけども、そういうこともこれから先生方は、環境というのなら、そういう環境も考えてもらいたいなと。それで迷惑かかって泣いているところがあるんやと。今日はそれだけちょっと来たら言わせてもらわないかなと。いろいろそれは排気ガスとか、いろんな環境も一般的にあるんですけども、我々、環境問題で泣いているということもちょっとわかってほしいなと。

今のも研究会、4人、4人。何でそういう、我々も水産のほうからこういう環境、だれか選んで特別にしてほしいと、それ、提起します。もう十何年前に知事筆頭に大阪湾の環境問題を組んでくれと。京都も奈良も全部参加して、大阪湾に水を流しているところ全部参加させて環境問題をやってくれとお願いしているんですけども、もう3代前からやっているんですけども、今は4代目の知事になるんですけども、あまりに聞いてくれないというのか。そやから、そういうことも取り組んでほしいなと、これからね。お願いします。

奥野会長 事務局、コメントございますか。よろしいですか。

トータルで大阪湾の水質というのは単なる数字じゃなくてということですので、何かコメントございますか。

谷口環境保全課長 今回の諮問の件については、CODとか窒素、りんとかいうことで、確かに数字の話が中心になるうかと思うんですけども、大阪湾の再生ということでは、また別の組織になるんですけども、大阪湾再生推進会議というのがございまして、そこでいろいろと関係者の皆様方と連携をして取り組んでいるということでございます。

その中で、浅瀬と申しますか、干潟と申しますか、そういったものだとか、あとモニタリングの関係であるとか、そういういろんなことが取り組まれておるんですけど、環境部局としても大阪湾のそういう状況の把握という点で、こ

れからも努めていくということで考えてございます。

奥野会長 よろしいですか。

白井委員 それで、今日も来しなに環境問題、僕は環境に興味あるよと。何の環境ですかといったら、全体の環境ですと。そやから、あまり今日は水産のこととは言いたくなくて、今、大阪湾と出たので、先生方がたくさんいてる中で、ちょっとわかってもらいたいなと思って言ったので。

奥野会長 貴重なご意見、ありがとうございます。私も大阪湾対象に研究してまいりましたけど、よくわかりますので、また集中的に審議する中で話題に、トータルで考えるということでもよろしく、それは一部だということをお願いしたいと。

他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

じゃ、この説明は一度置いて、もう1つの水質に関する説明、1,4 - ジオキサン等の排水基準、こちらのほうの説明もお願いしたいと思います。

谷口環境保全課長 それでは、1,4 - ジオキサン等に係る排水基準について、この諮問について、資料3 - 2を使ってご説明させていただきます。

この資料の左上の囲みの中に記載していますように、水質汚濁防止法ではカドミウムなどをはじめとしまして26の項目につきまして有害物質と定めて、排水基準を設定するとともに地下浸透を規制しております。

下の大きな表をご覧ください。昨年11月に公共用水域、それから地下水の環境基準について見直しが行われまして、1,4 - ジオキサン、それから1,1 - ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー、1,2 - ジクロロエチレン、この4物質の追加見直しが行われたわけでございます。これらの化学物質は、ともに化学反応をさせるときの溶剤あるいは原料として用いられるものでございます。

1,4 - ジオキサンにつきましては、公共用水域と地下水の環境基準として新規に0.05ミリグラム/リットル、それから1,1 - ジクロロエチレンにつきましては、現行の0.02ミリグラム/リットルから0.1ミリグラム/リットル、それから塩化ビニルモノマーと1,2 - ジクロロエチレンにつきましては、地下水の環境基準がそれぞれ0.002、それから0.04ミリグラム/リットルと定められました。

これを受けて、現在、中央環境審議会におきまして、水質汚濁防止法の欄に

縦横線で網かけしたところですが、示していますように、排水基準、それから地下浸透の規制について審議しておるところです。

中央の上の囲みをご覧いただければと思うんですけども、大阪府では水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく上乘せ条例によりまして、上水道水源地域での水質保全のために法律の一律基準よりも厳しい排水基準を設定しております。また、大阪府生活環境の保全等に関する条例によりまして、条例で定める施設を有する事業場につきましても、法対象事業場と同様の排水基準を設定しておるところでございます。

今回、法の排水基準の設定に対応しまして、大阪府におきましても下の表の、今度はグレーで網かけしたところになります。上乘せ条例、それから大阪府生活環境保全等の条例の排水基準や地下浸透規制を検討する必要がありますので、環境審議会の意見を求めるものでございます。

最後に、今後の予定につきましてですが、右上に示しておりますように、中央環境審議会の審議スケジュールにもよるのですが、次回の環境審議会において答申をいただきまして、9月の議会に上乘せ条例の改正案を上程、あわせて生活環境保全条例の施行規則の改正といった手続を進めてまいりたいと考えております。よろしくご審議のほどお願いします。

奥野会長　それでは、ただいまの説明、資料3-2に対しまして、何かご質問、あるいはご意見などございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。ちょっと専門的といいますか、かなり厳しい条件を府としてはつけようということになっておりますが、よろしいですか。

それでは、先ほどと同じように、この水質系のことに关しましても集中的に審議して、そしてここで報告を受けてということにしたいと思っておりますので、新たな部会を設置させていただきたいと思っておりますが、事務局からどういう部会の設置をしたらいいか、提案をお願いしたいと思います。

谷口環境保全課長　そうしましたら、化学物質酸素要求量等に係る第7次水質総量削減計画及び総量規制基準、それから1,4-ジオキサン等の排水基準等につきまして、いずれも水質管理、それから排水処理技術等の専門的見地からの検討が必要でございます。したがって、2つの審議事項をあわせて水質規制部会でご審議いただければと考えております。

水質規制部会の組織、運営につきましては、資料2の最後につけております資料2 - 3、資料3 - 3と記載したものがございますので、これをご覧ください。

まず、第1の趣旨でございますが、「水質汚濁防止法第4条の3の規定に基づく第7次総量削減計画及び法第4条の5の規定に基づく総量規制基準、並びに法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく排水基準について、専門的な見地から調査検討を行うため」としております。この部会で2つの審議事項の調査検討を行うこととしております。

次に、第2の組織についてですが、(1)で条例第2条第1項第1号に規定する委員、つまり本審議会の学識経験者の委員3名以内と、それから条例第3条の第2項に規定する専門委員若干名を審議会の会長が指名し、組織するとしてございます。また、(2)では、審議会条例第6条第4項に基づき、部会に部会長を置き、審議会の会長が指名する委員がこれに当たること、それから(3)では、部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理することを規定しております。

次に、第3の会議では、部会の会議は部会長が招集し、部会長がその議長となること。それから、第4の補則では、この要領に定めるものの他、必要な事項は部会長が定めるとしてございます。

以上が部会の設置、組織及び運営に関する提案でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

奥野会長　今提案いただきましたように、今の2件を水質規制部会という形で、2つのことを審議していただきたいという提案でございまして、先ほどと違うのは人数が少し違うということですが、この提案のように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、水質規制部会をつくりまして、この2つの諮問事項について集中的に検討いただくことにしたいと思います。なお、先ほどと同じように、この部会を運営していく委員あるいは部会長は、審議会の会長である私が指名することになっておりますので、後日、私のほうから委員並びに部会長を指

名させていただきますので、この中から何名ということになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に、審議事項の第5に移ります。ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについてでございます。

本案件は、5月の第40回の本審議会で大坂府から諮問があつて、専門的かつ幅広い見地から検討が必要ということで、専門委員も加えた部会を設置してこれまでご審議をいただいております。部会に当たりました皆様には、精力的にこの件に関して議論していただいております。部会長は海老瀬先生ですが、部会長のほうからご報告をお願ひしたいと思ひます。

海老瀬委員　それでは、水質規制部会の部会長の海老瀬のほうから、ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて、水質規制部会における検討結果を報告させていただきます。

資料は、資料4-1が報告の概要、資料4-2が部会報告の本文、資料4-3が部会で実施したパブリックコメントの結果です。今日は、主に資料4-1を用いて説明させていただきます。資料4-1をおあけください。

まず、左上の囲みの表の項目の欄にありますように、ほう素及びその化合物で1項目、ふっ素及びその化合物で1項目、アンモニア、アンモニウム化合物、亜酸化窒素及び硝酸化合物、これら窒素系の化合物、合わせて1項目。これら3項目が今回の検討対象の項目です。

これら3項目は、平成13年7月に人の健康に影響を及ぼす有害物質として国の法による排水規制が開始されました。これを受けまして、大坂府では上水道水源の保護の観点や事業者の負担の公平性の観点などから、国の法の基準より厳しい上乘せ基準が設定されております。この基準を直ちに遵守することが困難である一部の業種、現在24業種については暫定基準が設定されております。その暫定基準が今年度末に期限を迎えますので、見直しについて知事からの諮問を受けて部会で検討を行いました。

資料の右上に審議経過を点線の枠内に記載しております。本件については、5月の環境審議会におきまして、知事から諮問を受けまして同日、水質規制部会に調査検討が付託されました。そこで、7月14日に第1回の部会を開催し、見直しについての基本的な考え方を確認して排水基準の見直し案を取りまとめ

ました。そして、パブリックコメントの手続を行いますとともに、その結果を踏まえて10月1日に第2回の部会を開催し、部会報告を取りまとめました。

見直しに当たりましては、公共用水域の水質測定結果で環境基準値を超える自然由来と考えられる場合を除き、これら3項目の現状の濃度が人の健康保護上で問題が生じるレベルでないことを確認して、資料の右側に書いております基本的な考え方1から5に沿って検討を行いました。

考え方1は、上水道水源地域では、上水道水源保護の観点から可能な限り早期に暫定基準を廃止するという考えで、この考え方に基づき、上水道水源地域に存在する該当事業場の過去3年間の行政当局による抜き打ちの立入検査による排水実態を検討するなどした結果、左下の表のとおり、ほう素で電気メッキ業、アンモニア等で金属製品製造業に設けていた暫定排水基準を廃止し、上乘せ基準を適用することが適当と判断いたしました。また、アンモニア等の食品製造業で、日平均排水量が30立方メートル以上のものに関しましては、現行の暫定基準40ミリグラム/リットルを20ミリグラム/リットルに強化し、その他の暫定基準については現行の値を継続することが妥当と判断いたしました。見直し後に適用される基準の欄を太い線で囲んで示しております。

考え方の欄に戻っていただきまして、考え方の2は、上水道水源地域以外の陸域の公共用水域については、原則として国の法の基準を適用するが、上乘せ条例による基準強化も検討するというもので、また考え方の3は、海域については公共用水域の保全の観点から、事業者の負担の公平性を考慮して、陸域に適用する基準と同様の基準を適用するというもので、これらの考え方に基づきまして、排水実態を検討するなどした結果、右下の表のとおり、上水道水源地域以外の陸域と海域のふっ素の暫定基準については、ほうろう鉄器製造業とうわ薬製造業の国の法の暫定基準が強化されたことから廃止し、電気メッキ業と旅館業は現行の値を継続することが妥当と判断いたしました。また、海域のほう素に関して9業種に設けている暫定基準についても、同様の現行の値を継続することが妥当と判断いたしました。

考え方4は、生活環境保全条例に基づく届け出事業場に適用する暫定基準については、国の法の対象特定事業場と同様の排水基準を設定するというものです。上乘せ条例に基づく暫定基準の見直しに合わせまして検討した結果、9業

種で基準の廃止、8業種で強化を行うことが適当といたしました。上乘せ条例と生活環境保全条例を見直しました後に暫定基準を適用するのは、現在の24業種から17業種に減るということになります。

暫定基準の適用期間につきましては、考え方5に基づき、国の法と同じ3年間とし、猶予期間は設けずに直ちに適用することが適当としております。

以上、見直し結果を説明いたしました。この案の段階でパブリックコメントの手続きをとりました。その結果が資料4-3です。

パブリックコメントは、8月6日から9月6日までの1カ月、行いました。提出されました意見は、1通、1件だけでした。いただきました意見は電気めっき業に関するもので、条例の排水基準を現行のまま願いたいというものでした。部会の考え方は、上水道水源地域に排出する既設事業場のほう素につきまして、現行の2ミリグラム/リットルを廃止し、上乘せ基準1ミリグラム/リットルへ移行することが妥当としています。

この理由は、上水道水源地域では可能な限り早期に暫定排水基準を廃止するという考え方1によるもので、該当する既設の2事業場の実態を勘案しましたところ、基準強化については達成可能であると判断いたしました。なお、電気めっき業に係るその他の暫定排水基準は、今回そのまま延長することを妥当としております。資料4-2が、パブリックコメントの検討を踏まえてまとめた部会の報告でございます。

以上で、水質規制部会の報告とさせていただきます。よろしくご検討お願いいたします。

奥野会長 ありがとうございます。

海老瀬部会長はじめ委員の皆様には、精力的にこの審議をいただきまして、検討いただいて報告をこのようにおまとめいただきました。ここでそのご努力に対しまして厚くお礼申し上げます。

それでは、皆様、今の説明資料4-1、2、3に至りますほう素の件に関しまして。

どうぞ、蒲生先生。

蒲生委員 水質問題について3つ続いたんですけれども、府として上乘せ基準をつくるということで、大阪のこれは主に川とか地下水と思いますけれども、

なかなかそう甘くは考えられないということもここに載っておりました。橋下知事は大川や中之島で泳げるようにすると、まさか道頓堀川までは言うてないと思うけど、ようあれ、言うんですわ。大川で泳げるように、今にも泳げるような。何かまだ橋下知事と平松市長が蜜月のころは、2人泳いでいるような写真やないけどカットがあった、ポスターを張ったからね。何か大阪の川、そんなきれいになったんかなと、今にも泳げるんかなというふうな錯覚を起こさせるようなことをやっぱり知事はしてはならんと。

どうしてもそうなれば、何となくこれ、圧力になって基準を緩めて、そんなことないと思うけど、とも考えられんことはないの、やはりきちっと知事に、なかなかそれは厳しいよと、そんなすぐに大川や中之島で泳げるような状態やないと、この際、言うといてほしいなということを要望いたします。

奥野会長　　ありがとうございますと言っていいのか何か、先生もよろしくお願ひしたいと思いますが、海老瀬先生に言われたのではないので。

海老瀬委員　　結構、私自身は泳げるのではないかと。これは、飲んで健康に被害を及ぼしたり、また皮膚から吸収されて問題になるような物質のことですから、馬飲という言葉がございませうように、馬やら牛のように水を飲まなかったら、私は結構泳いでも大丈夫ではないかと思いますが。それより溺れるほうが、そういう感じを持っております。

蒲生委員　　そやけど、泳いどって水飲まんというわけにいかんから、子供なんかやったらがぶがぶ飲んだりするからね。そこら、大丈夫ですか。

奥野会長　　今のはただ例としておっしゃったのかと思います。

どうぞ。

白井委員　　きれいな水はいいけども、それが海へ流れてきて困っている者もあるということを先生方、わかってほしいよと言うんですわ。橋下知事は、それはきれいがええ、何がええと、それはきれいにこしたことはないよ。それで、海にも栄養のある水を流してくれたら我々もそれで歓迎やけども、きれいな水や何やって、そんなことを掲げたところで、それは府民が喜ぶか知らんけど、泣いている者もあるということを先生方はわかってほしいと言うんですわ。

さっきも言ったように、何かきれいなだけで、それはきれいにこしたことはないよ。それで魚が戻ってくれば、それは万々歳やけども。きれいな水で。そや

からここでも載っているように、赤潮とかいうて、赤潮とうたってるけど、青潮うたってます？ 青潮の原因は何だということは、先生方は皆わかっています？ そういう青潮で魚が死んで、生きたもんがあらんようになるということの原因は何かということも、それは我々はそんな詳しいことはわからんけども、先生方は研究してほしいと。だから、きれいな水だけじゃ魚は育ちません。はっきり言うときます、それは。

奥野会長　きれいというのはちょっと感覚的なことなので。

海老瀬委員　1つだけ。ここの今回の検討の項目は、人の健康ということ。それで、これは人の健康にも悪いということは、魚やらそういうものにとっても、生物にとっても毒物の話です。

奥野会長　おっしゃることは多分伝わっていると思いますが、この規制のところは有害物質とか、そういうことですのでよろしくお願ひしたいと思いますが。

他にございませんか。よろしいでしょうか。水質関連のやつが3つ続いて、今の海老瀬部会長のほうからの報告でございますが、他にございませんか。

なければ、内容についてはおおむね了解いただいたと。有害物質のこういう規制でございますので、それについてはかなり専門的な見地からこうしていただきましたので、この報告で本審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。そのように後日、本審議会の答申ということにさせていただきます。

審議事項は以上でございます、続きまして報告事項のほうに移らせていただきます。

まず、毎回のことでありますが、温泉部会からの報告で、温泉法に基づく温泉掘削等の許可ということでございます。本件につきましては、本審議会の常設部会、温泉部会がございまして、そこで検討していただいて決議をしますと、それが本審議会の決議ということに自動的になるようになっております。本日は、部会長代理の三田村委員からご報告いただくことになっておりますが、よろしくお願ひいたします。

三田村委員　三田村でございます。では、報告させていただきます。

前回の大阪府環境審議会開催後、温泉部会を平成22年8月12日に開催い

たしました。そこでの結果について報告をいたします。

それでは、お手元にお配りしております資料5をご覧くださいと存じます。1枚物で、裏表ございます。

平成22年度第1回温泉部会では、知事からの諮問のありました温泉掘削許可申請4件につきまして、既存温泉への影響など、温泉の保護という観点から申請地の地質状況、掘削深度、口径、ストレーナの位置などについて審議いたしました結果、全て許可することに支障なしと決議いたしました。うち1件については、温泉掘削予定地が地下水採取の規制を受ける地域に該当するため、地盤沈下の防止と公益保護の観点から、法令の基準に準じた条件をつけて許可することに支障なしと決議いたしました。

なお、温泉動力装置許可申請については、今回申請はありませんでした。

以上です。

奥野会長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、ご質問。

どうぞ、蒲生先生。

蒲生委員 1つはこれ、医療機関、それから住宅の会社、次はちょっと横文字でわかりませんが、何のためにこれ、目的は何かということは把握しているのかな。当然していると思いますけど、ちょっとつけておいてもらわんと、何のためにこういう掘削をするのかということなんですね。

奥野会長 それは申請のときに書いてあるのですかね。

三田村委員 ある程度概要は申請時に上がってきていると思います。その目的については審議対象にはなっていないんじゃないかと。その辺のところは、事務局のほうから説明をお願いします。

奥野会長 事務局のほうから説明していただけますか。

桐山環境衛生課長 事務局でございます。環境衛生課長の桐山と申します。

ここに上がっております4件につきましては、4件とも浴用、お風呂用に利用する予定であるというふうに聞いております。

奥野会長 お風呂用、いわゆる温泉ですね。審議内容にはその使用用途は関係ないんですね。ここを掘っても大丈夫かということ審議するんですね。

三田村委員 そうです。いわゆる温泉資源保護という観点からの審議をして、

それについて一応大丈夫だという結論に至りました。

奥野会長 大丈夫だと、そういう結論でございますが、何か他に。

どうぞ。

蒲生委員 今までの掘削したうち、どれくらいが温泉として今使われているんですか。

奥野会長 それは事務局のほうが多分あれでしょうね。どの程度に。

桐山環境衛生課長 現在約170本が、温泉として認められておるんですけども、そのうち浴用のみに利用されている施設がおよそ100件でございます。

その他、飲用や工業用もあり、また、未利用なども44件ほどございます。

奥野会長 未利用というのは、掘ったけれども使ってないということですか。

桐山環境衛生課長 温泉部会において掘削が認められ、掘削をした後、利用されておらないというところが約30件ほどあります。また、一部、私用に利用されているというケースも若干ではありますがございます。

奥野会長 そうということで、よろしいでしょうか。他にご質問、ございませんか。

ありがとうございます。先ほど言いましたように、形の上では掘ってもいいかどうかということを経験的な観点で、この温泉部会で一応認めてもいいということの決議といたしますが、結論は審議会の結論になりますので、ご承知いただきたいと思っております。ありがとうございました。

続きまして、報告事項の2番目に移りますが、「平成21年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する意見聴取」ということで、本件につきましては環境総合計画の進行管理の一環として、その進捗状況について本審議会の委員の皆様の意見を聞くということでございます。これを経て、大阪府の考えというのを公表していこうということでございますので、これについて事務局から報告いただきたいと思っております。説明、よろしく申し上げます。

磯田環境農林水産総務課参事 環境農林水産総務課の磯田でございます。座らせていただきまして説明をさせていただきます。

パワーポイントを使って、前面のスクリーンを見ていただきながらご説明をしたいと思っておりますので、スクリーンをご覧くださいませようお願いいたします。

本報告は、平成21年度における環境の状況と本府が講じました施策を大阪21世紀の環境総合計画の施策体系に沿って取りまとめたもので、環境総合計画の進行管理の一環といたしまして本審議会のご意見をいただきたいということでございます。

まず、大阪21世紀の環境総合計画について説明いたします。本計画は、平成14年3月に策定したもので、長期的には2025年を見通しつつ、良好で快適な環境が享受できる豊かな環境都市大阪の構築を図ることを目標としています。長期的な目標を実現するための施策展開の基本方向として、「循環」、「健康」、「共生・魅力」、そして「参加」の4つを掲げており、全ての主体が参加することを基本とし、それぞれの取り組みを相互に連携させることとしています。

なお、現在の計画の計画期間は今年度が最終年度でございまして、本年5月の本審議会の答申を踏まえまして、現在、計画の改定を進めております。これにつきましては、後ほど説明をさせていただきます。計画はPDCAサイクルによる進行管理、点検をしており、本日の審議会では委員の皆様にはチェックの段階でご意見を伺わせていただきます。また、いただいたご意見は環境白書に掲載し、公表する予定といたしております。

それでは、平成21年度の環境の状況と講じた施策について、施策展開の基本方向であります「循環」として「地球温暖化・ヒートアイランド」と「廃棄物・リサイクル」、「健康」として「大気質・水質・有害化学物質等」、「共生・魅力」として「自然との共生・環境配慮のための仕組みづくり」、この4つの項目に整理し、説明をさせていただきます。なお、講じた施策につきましては、時間の関係もございまして、主なものについて説明をさせていただきます。

まず、地球温暖化・ヒートアイランドについてでございます。主な目標として、温室効果ガスを1990年度から2010年度までに9%削減という目標を掲げてございます。2008年度の温室効果ガスの排出量は5,299万トンで、基準年度である1990年度の排出量と比べまして8.4%減少しており、目標を達成できる見込みであると考えております。

一方、ヒートアイランド現象につきましては、年平均気温は2000年以降、グラフの右端のほうになりますが、横ばいで推移はしておりますものの、過去100年間の推移を見ますと、青い線を表示しております全国平均が1度上昇

しているのに対しまして、赤い線を表示しております大阪では2.1度上昇しています。この差の1.1度が、ヒートアイランド現象による影響と考えられています。

続きまして、地球温暖化・ヒートアイランド分野において、平成21年度に講じた主な施策でございます。

まず、温暖化防止条例に基づきまして、エネルギーを多量に消費する事業者の温室効果ガス排出量の抑制を進めるとともに、大阪版カーボンオフセット制度といたしまして、温室効果ガス排出削減クレジットの売り手と買い手をマッチングする大阪独自の制度を構築いたしました。また、民間事業者が省CO₂設備を導入する際の資金の一部補助や、バイオエタノールを3%混合したガソリン、E3の普及に向けた実証事業を実施いたしました。さらに、自然環境保全条例に基づきまして、大規模建築物の新築時等に緑化を義務づけることにより、ヒートアイランド現象の抑制を図りました。

続きまして、廃棄物リサイクルでございます。

主な目標といたしまして、廃棄物の最終処分量を、平成22年度までに平成9年度比で概ね半減させることを掲げてございます。先ほども説明をさせていただきましたけれども、一般廃棄物の最終処分量は平成20年度で59万トンと、目標を達成できる見込みでございます。

一方、産業廃棄物の最終処分量は、平成17年度時点で67万トン。グラフには記載しておりませんが、先ほどの説明のように、平成20年度の推計値ではございますが、62万トンとなっておりまして、産業廃棄物の目標を達成するのは困難な状況ではないかと考えてございます。

平成20年度の一般廃棄物の排出量でございますが、棒グラフで表示しております総排出量は約381万トンで、減少傾向となっております。また、赤の折れ線グラフで表示しております1人1日当たりの排出量につきましても、1,201グラムと減少傾向にはございますが、先ほど説明をさせていただいたところでの説明にもございましたが、これらは全国ワーストワンというのが現状でございます。

それから、産業廃棄物の不適正な処理件数につきましては、昨年度に比べ、平成20年度は約10%減少いたしました。

続きまして、廃棄物リサイクル分野において、平成 21 年度に講じた主な施策でございます。

廃棄物の減量化・リサイクルを推進するため、容器包装リサイクルや府独自の家電リサイクル大阪方式の推進に取り組みました。また、府内における廃棄物のリサイクルをより一層推進するため、平成 16 年度からリサイクル製品認定制度を運営しており、平成 21 年度末時点で 339 製品を認定いたしました。さらに、産業廃棄物の不適正処理の根絶に向け、排出事業者や処理業者、土地所有者などへの指導・啓発等に努めてございます。

続きまして、大気質・水質・有害化学物質等についてでございます。

まず、大気質でございますが、主な目標として、平成 22 年度までに二酸化窒素・浮遊粒子状物質の環境保全目標の達成を掲げ、府内各地にある大気測定局で常時測定をしてございます。一般環境大気測定局、略称で一般局と申しますが、68 局、道路沿道で自動車の排気ガスの影響を把握する自動車排出ガス測定局、略称自排局が 37 局ございます。二酸化窒素は、自排局で 2 局が環境保全目標を達成できませんでしたが、一般局では 7 年連続で環境保全目標を達成いたしました。

また、浮遊粒子状物質は、2 年連続で全ての測定局で環境保全目標を達成してございます。また、二酸化硫黄、一酸化炭素につきましては、それぞれ平成 3 年、昭和 54 年以降、環境保全目標を 100% 達成してございます。

一方で、光化学オキシダントにつきましては、全ての測定局で環境保全目標を達成できませんでした。また、光化学スモッグの注意報発令回数は、平成 21 年度は 13 件でございました。

続きまして、水質の状況でございます。

主な目標として、平成 22 年度までに鉛などの健康項目、河川の生物化学的酸素要求量、BOD の環境保全目標の概ね 100% 達成、海域の化学的酸素要求量、COD の環境保全目標の概ね 80% 達成を掲げてございまして、毎年度、水質測定計画に基づきまして、各種項目について大阪府内の河川 144 地点、大阪湾 22 地点で測定をしてございます。河川の代表的な有機汚濁の指標でございます、青い線を表示しております BOD の環境保全目標の達成率は前年度から向上しており、82.5% となっております。ここ 10 年ほどを見まし

ても、改善の傾向でございます。

一方、大阪湾の有機汚濁指標でありますピンクの線を表示しておりますC O Dの環境保全目標の達成率は横ばいでありまして、40%というものが続いております。さらに、赤潮や貧酸素水塊の発生も見られるというのが状況でございます。

鉛・カドミウムなどの健康項目につきまして、河川ではひ素1地点、ほう素7地点で環境保全目標を達成してございませんでした。ひ素が超過した1地点はトンネル湧水の影響、また、ほう素7地点については河口に近く、海水の影響を受けたものと考えられ、これら自然要因の地点を除きますと100%を達成しているという状況でございます。また、健康項目につきましては、海域では全ての項目で環境保全目標を達成してございます。

地下水は、概況調査78地点中3地点で鉛等の環境保全目標を達成してございませんでした。これらの地点につきましては、原因究明調査を実施し、今後定期的にモニタリング調査を実施していくこととしてございます。

次に、有害化学物質の状況でございます。主な目標は、ダイオキシン類の排出量を平成22年度までに平成12年度比で約4割以上削減するというものを掲げてございます。ダイオキシン類の排出量につきましては、廃棄物処理法の構造基準に不適合な焼却炉の廃止などについて指導を行いました結果、平成14年度以降、平成12年度比で4割以上削減されておりまして、既に目標を達成してございます。

ダイオキシン類の環境保全目標の達成状況でございますが、大気、地下水、土壌、海域では100%を達成してございますが、河川の水質では66地点中3地点、河川の底質では66地点中2地点で環境保全目標を達成していませんでした。超過している地点につきましては、原因究明のための調査、流域事業所の指導などの発生源対策、また、浚渫などの底質の浄化対策を実施しているところでございます。

次に、P R T R法による化学物質排出量でございますが、P R T R法では一定の要件に該当する事業者は、人の健康や生態系に有害なおそれのあるなどの性状を有する化学物質の排出量を、都道府県等を経由して国に届け出るということになってございます。平成20年度の大阪府内における法律対象の化学物

質の環境への排出量は1万9,642トンで、全国の排出量の4%を占めておりますが、近年、着実に減少しているという状況でございます。

また、アスベスト濃度は府内4地点で調査を行った結果、最大でも大気1リットル当たり0.079本となっておりまして、検出下限値0.057本/リットルにほぼ近い状態で問題のないレベルとなっております。

騒音・振動につきましては、主な目標として、平成22年度までに道路に面する地域の環境騒音の環境保全目標を概ね達成させることを掲げております。平成20年度の環境保全目標の達成率は88.9%でございます。

続きまして、大気質・水質・有害化学物質等の分野で、平成21年度に講じた主な施策でございます。

まず、自動車排ガス対策といたしまして、自動車NOx・PM法の排出基準を満たさないトラック・バス等の流入車規制を平成21年1月から実施しております。規制の実効性を確保するため、バス・トラック等が集中する施設で立入検査・指導を実施いたしました。

続きまして、水環境の保全についてでございます。

家庭における生活排水対策の啓発を進めますとともに、環境基準未達成河川の流域において事業所指導を強化いたしました。また、環境リスクの低減・管理に向けた取り組みとして、解体作業時のアスベスト飛散防止対策や、事業者へ化学物質の管理計画や取扱量等の届出を求める化学物質管理制度の運用を開始するなどの対策を進めております。

続きまして、自然との共生・環境配慮のための仕組みづくりでございます。

主な目標として、府民が自然環境を通じて心の豊かさ、潤いを実感でき、自然と共生する社会の実現を目指すこと、環境に配慮したライフスタイルや事業活動を活発化させることを掲げております。

取り組み状況でございますが、学校や公共施設でのビオトープの整備が進むなど、自然と触れ合う場の確保が進んでおります。また、環境マネジメントシステムの事業者への普及も進んできている状況でございます。

次に、自然との共生・環境配慮のための仕組みづくりの分野で、平成21年度に講じた主な施策でございます。

公立小学校の芝生化推進事業として、公立小学校の運動場の芝生化に係る経

費の補助や、生駒山系を屏風に見立て、府民との協働で植樹をする生駒山系花屏風整備の推進などに取り組みました。

続きまして、環境情報プラザの管理・運営についてでございます。

図書・ビデオの貸し出し、研修室の府民への提供などを行いまして、平成21年度は1万3,440人の方にご利用いただきました。また、環境技術コーディネート事業では、環境関連産業に対する研究開発の奨励、技術評価、情報提供を行いました。

以上で報告を終わりますが、環境総合計画の進行管理の一環として、本審議会でご意見を伺うものでございまして、いただいたご意見と、ご意見に対する府の考え方を環境白書に掲載させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。また、本日以降でも結構でございます。今週中でございますれば、事務局までお寄せいただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

奥野会長 　　ただいまの報告、ありがとうございました。

この報告に対しまして、ご意見、ご質問、その他、ございましたらよろしくお願い申し上げます。

どうぞ。

又野委員 　　先ほどもご説明ありましたが、この報告書では19ページの生駒山系花屏風整備の推進というところなんですけども、自然との共生という言葉掲げておきながら、見た目に美しい。見た目に美しいということは、人間中心にした考えですし、植える樹種はソメイヨシノやイロハモミジと聞いております。これは自然の再生ではなく、山を公園化しようというものですし、今でしたら数年前からナラ枯れということが起こっていますし、ナラ枯れによって大きなナラ、コナラとかアラカシですとか、それらの木が倒れるであろうと推測されるんですけど、その後、またドングリのなるコナラとか、そういう木を植えていくという取り組みについてはいかがでしょうか。

奥野会長 　　事務局のほうから、どうぞ、お願いします。

勝又みどり推進課長 　　みどり推進課長の勝又でございます。座らせていただいで応答させていただきます。

生駒山系花屏風整備でございます。人との共生ということで出させていただきます。

いていると。先ほどソメイヨシノというお話がございましたが、桜につきましては山桜と、あと郷土種ということでコナラやクヌギ、そういうものを主体にしてやっていこうということでございます。

それで、花屏風という見立てで人間側ということなんですが、先ほどナラ枯れの話もございましたが、人が入らないことによって森林の放置が進んで、その結果、森林が荒廃してきている状況が最近頻繁に多く見られています。とりわけ生駒山系については、里山の風景を残しとったわけですが、なかなか人が入らないということで、くず山になっているものや、それとも立ち枯れしたものがなっているという状況で、それを何とか改善したいと。もともとの森林機能を発揮させようということで、1つのネーム、山系花屏風というネームを掲げまして、府民の関心、興味を持っていただきながら、そういう共生活動に参加していただくという名称を考えたものでございます。

以上でございます。

奥野会長 よろしいですか。

又野委員 ありがとうございます。ちょっとソメイヨシノ、間違えておりました。

それで、目標が1万本ですか。今、2,000本ぐらいですか。人工的に植えた木の管理というのはどんなふうになっているのでしょうか。

勝又みどり推進課長 管理でございますが、いろんなやり方をやっております。基本的には、例えば企業の方と協定を結ばせていただきまして、企業の協力によって植樹をしていただく。ただ植えただけでは、これは育ちませんので、5年間、必ず維持管理をしていただくというような協定書を結びましてやっているもの、またNPO団体、府下に約85団体ございます。とりわけ生駒山系には32団体ほど、森林ボランティアという団体活動も盛んでございます。この方々と協働しながら維持管理に努めております。

また、先般には森の生駒の緑の貯金箱、CO₂貯金箱というような形で、ボランティア団体の方が活動していただいた成果に対して、企業のほうから簡単な物品、例えばタオルであるとか、そういうものを提供していただくような生駒の森運営協議会というようなものもつくりまして、維持管理については府民協働で進めているところでございます。

奥野会長 よろしいでしょうか。

他にご意見、ありましたら。内山先生。

内山委員 11ページの自動車公害の防止のところの浮遊粒子状物質の件なんですけれども、21年9月に微小粒子状物質、PM2.5の環境基準ができましたので、これは100%を達成したと、いかにも浮遊粒子状物質が問題ないような書きぶりですが、これが測定網がだんだん整備されて測定され始めますと相当多分厳しい状況だろうと思いますので、ここに一言、21年9月にPM2.5、微小粒子状物質の環境基準が設定されて、今後測定していく予定であるとか、何か書き加えていただければと思います。その後の対策のほうには、実態を調査しているという文言は出てくるんですけれども、ぜひこの浮遊粒子状物質のところちょっと触れていただければと思います。

奥野会長 これはいかがです？ 何か、受けとめてよろしくお願ひしたいと思っています。コメントありますか。どうぞ。

谷口環境保全課長 確かに昨年の9月ですか、環境基準が設定されて、我々のほうとしても非常に大きな課題だと認識しています。また、この後で次の環境総合計画の概要説明ということがあるんですけども、当然その中でもPM2.5、取り組んでいくということを明記しております。どの場所を書くことになるかわかりませんが、SPMとの関係ということで、適当なところを探しまして書き込んでいきたいと思っています。

奥野会長 浮遊粒子は自動車だけじゃなくて、最近非常に注目されているので。よろしいですか。桑野先生でしたね。

桑野委員 いろいろな目標を掲げて、そしてそれが少しずつ達成されているということは大変評価できるかと思っています。1つお聞きしたいのは、騒音をはじめといたしまして、いわゆる公害に対する苦情件数、それも減ってきている傾向にあるんでしょうか。教えていただきたいと思っています。

奥野会長 これはいかがですか。どなたか事務局のほうで。

堀内交通環境課長 交通環境課長の堀内でございます。

本日、手元に資料は持ってございませんけれども、全般的に右肩下がりで、年々苦情の件数は下がっております。

奥野会長 よろしいでしょうか。

桑野委員 確か全国の統計では少しずつ下がってきたのが、またちょっと上がったというようなことも最近見たことがあるんですけど、大阪府はそういうことは無いということですね。

堀内交通環境課長 ございません。

桑野委員 ありがとうございます。

奥野会長 他にございますか。

高橋委員 ヒートアイランド対策についてお伺いしたいと思います。いろいろな項目について、例えば大気汚染物質とか、今スライドでご報告いただきました。大気汚染物質なんかはきっちり測定が可能ですし、目に見てこういう状況だということでもみんなに可視化できると思うんですが、ヒートアイランド対策というのは、今、ここには載っていませんけれども、スライドで拝見したときに全国平均より1度高い。大阪の夏は暑いというのは、すごくみんなが苦しんでいることです。大阪の町を夏、歩けないというのが普通は常識になっている。

そのときに、この対策を4項目かに分けてスライドで私どもに説明していただいたんですが、この9ページには細かく対策の推進ということを書いてあるだけで項目別に書いていない。それで、そのときに、これはとても難しいと思いますけど、どういう対策が一番実効的だったのか。この実効性についてはちょっとあいまいにしておられて、これは多分、この対策を講じたからこうなったと言いきにくいところだということによく承知しています。

でも、例えば建物に緑を義務づけることが、その周辺だけでも温度が下がったとか、そういう感じをもう少しきめ細かに府民に出すことが、府民みずから、またいろんな意味で、打ち水がどこまでどうしたかという問題ではないと思いますけれども、このヒートアイランド対策に自分たちもできる活動があるのではないかと広げていくことができると思うんです。

ただ、そのときに、ここに書いてあるように、対策技術の開発・普及などを推進しましたと、どういう技術の開発を私たちに推進してもらったのかというのもあまりよくわからない、事業者にもあまりわかっていないと思います。そういうところで、もう少しヒートアイランド対策の推進についてのきめ細かな具体策を、実行策として連携して書かれるのがいいかなと感じました。

2点目ですが、緑の芝生事業ですが、これは知事の肝入りの施策と思います

が、この後ろを見ましたら2億ほど使っておられて、どのくらいの小学校に推進されたのか、本当に緑の芝生がいいものかどうか、そういう評価の部分も報告していただいて、本当に私は知事が提案なされたことはすばらしいと思います。だけど、今まで日本になかったことを入っていくときに、本当にそれがいいのかどうか、ダメだったらすぐ撤退したらいいし、進めるんだったら進めたらいいと。そういうことをもう少し皆さんにオープンにさせていただいたほうがわかりやすいんじゃないかなと。

知事の緑の芝生は、期待している府民と期待していない府民と、維持管理が大変だという府民も多分いる。だけど、結果的にこのほうがよかったんですよというのは、すぐではないけれども情報公開をしていくべきじゃないかと思います。

以上でございます。

奥野会長 今のご意見に対して、事務局のほうからお答えを、どうぞ。

山本地球環境課長 地球環境課長の山本でございます。

1点目のヒートアイランド対策について、貴重なご意見ありがとうございました。この9ページには、紙面の関係もございまして、全体のボリュームの中で例示的に書いているだけになっているんですけども、いろんな対策を講じてはおります。ただ、委員のご指摘がありましたように、都市構造全体を最終的には変えていかないとなかなか根本的な解決はしないところもありますので、いろんな取り組みをやっておりまして、1つは、ここにも書いています、打ち水のような取り組みで、打ち水はいつときのことですが、そういう問題意識も持っていただくことも大事かと思っております。

それから、やはり人工的な都市の中で我々、暮らしているのは事実ですが、そこで少しでも対策の工夫ということで、壁面とか空間スペースを利用して緑を増やすような努力とか、そういうモデル事業もやっておりまして、ホームページ等ではその辺、出しています。

それから、コンソーシアムというのは技術的で、少しかた苦しい内容なんですけれども、熱をためないように反射をするような塗装の工夫でありますとか、断熱効果で中に入ってこないというようなことをやっていまして、この報告は21年度の取り組みですが、今年度はそういうことを少しでも広げてい

ただけるよう、金融機関に融資をプラスアルファでお願い、利率を下げるような取り組みをしております。

また、今後の計画の中でも、緑化という土地の被覆状況を変える部分、それと熱をできるだけためないような工夫という両面で進めていきたいと思っております。

奥野会長　　もう1つあります。

勝又みどり推進課長　　みどり推進課長の勝又です。

小学校の運動場の芝生化でございますが、21年度からこの芝生化事業を始めさせていただきまして、8月11日現在で106校の校庭の芝生化を実施しております。委員がお示しのとおり、こういう事業によってどのような効果があるかということも踏まえまして、環境農林水産総合研究所のご協力もいただきながら、芝生を張った面の温度測定、芝生のない場合の温度測定、そういうようなものもあわせて今、実施していただいておりますということで、できるだけ皆さんにこういうふうな効果がありますよというようなパンフレット類も作成していきたいと考えております。

奥野会長　　蒲生先生、どうぞ。

蒲生委員　　先ほど生駒山腹を花屏風に見立てて云々という話があったんですが、それも結構なことですけども、となれば東大阪市での生駒山腹での大気汚染、市内の排ガスが向こうで停滞して、一番空気、ぜんそく等の発生も高いし、住民感情として花屏風だけではちょっとやっぱり環境問題としては。

私も夏に1回、用事があって行ったんですけど、確かに霞んでいますわ、あの辺ずっと。「何を言うてまんねん。これ、排気ガスがたまって山を越しまへんねん、大阪市内の排ガスが」と言われたんやけどね。そのことを抜きにして、単なる花屏風で環境がよくなっている、だけではいかなものかなと感じました。もっと住民感情としては、やはり空気の汚染、大気汚染ということが大きな比重を占めているんじゃないかと。そんなに改善されているようには聞きませんでした。

以上です。

奥野会長　　わかりました。ちょっと意見、先に聞きましょうか。手を挙げていらっしゃる。

辻本委員　この花屏風のところに関してなんですけど、生駒のことだけじゃないんですけども、ここのところは自然環境の保全、回復、創出ということがあると思うんですけども、里山を管理して再生するということと、それから土取り跡みたいなところを再生するということでは形が全然違うので、ここのところでイベントなんかしてやっていくとありますが、必ずしも同じように山桜を持っていったりとか、植えることだけで自然が戻る場合と戻らない場合があるので、こういう整備をされるときは基本的に実験の結果とか、その2つのものが明らかに違うものである。

だから、普通の里山でしたら管理することによって1年ぐらいでミツバツツジが咲いてくるとか、きれいな風景が見えますが、創出するほうは里山と同じようにやりたくても、そんなことはできない環境とかありますよね。それを同じようにイベントとしてやっていくと失敗も多いし、なのでそういう情報とか実験とか研究も片一方で続けながらしないと、一生懸命みんなで植えたけど何もできなかったということになりかねないので、ベースとして2つのものは違うという認識をちゃんと持ってやっていくべきだと。

それから、もう1つ、そういう創出するときは、明らかにもとの地域の土であるとか、その周りで管理しに行ったときに出てきた枯れ葉とかを持っていくとか、そういうシステムをちゃんとしないと、言葉だけの回復という、木を植えたらいいいだけのことではないので、その2つのところははっきり分けてないといふためなのではないでしょうかという。

奥野会長　何かありますか。ご指摘は、施策を書いているので、こんなことをやりましたと書いて、そのスピリットというのかな、基礎がきちりないとイベントをやりましたということになりますよというご指摘だと思いますが、どなたか。

勝又みどり推進課長　みどり推進課長の勝又でございます。

貴重な意見をいただきまして、どうもありがとうございました。当然その辺を踏まえながらやっていかなあかんということで、十分考えながらやっていきたい。

ただ、ちょっと私ども、申しおくれましたが、先ほど生駒の花屏風、これを植えるところというのは大体ササやクズの繁茂しているところ、また現在、竹

林が放置された結果、かなり荒廃した状況になっていると。また、竹林そのものの成長が速いものですから、他の広葉樹林を枯らしている場合あるということで、竹林の拡大を抑えようというところを重点的に、現在こういう事業でやっておりますので、ご理解いただければと思います。

奥野会長 事業あるいは施策そのものについて別にクレームをつけているわけではなくて、これを書くときに、先ほど幾つか出ているのはそれなので、十分というのはなかなか難しいでしょうけど。

あと、蒲生先生のお話はちょっと違うんだけど、大阪府の生駒があって、大気がどうかということ、その辺についてはどうかというのはいかがですか、どなたか。それも考えた上で、こういうことになっているんだとは思いますが。

どうぞ、よろしくお願いします。

谷口環境保全課長 環境保全課長の谷口でございます。

大気汚染の関係ですので、非常に狭いエリアでのいわゆる大気汚染対策というのはなかなか難しく、もっと広域的な観点で取り組んでいるということでございます。それで、いわゆる固定発生源対策、工場・事業場対策、それから自動車対策、この2点でございます。先ほどの説明の中では、流入車の規制とか、そういうことを説明したかと思えます。当然、この前提としまして、大気汚染防止法であるとか、自動車NOx・PM法であるとか、こういった法律に基づきまして、しっかりと引き続いて対策を実施していきたいと考えております。

奥野会長 トータルな大阪全体の環境シミュレーションだからとても難しいところなんですけど、そこも考えてくださいねという指摘だと受けとめていただきたいと。

他にございませんか。

津野委員 この計画でいろんなことをおやりになられているというのはよくわかるんですが、それについての評価というか、かなりおやりになっておられるなどわかるんですけども、この書き方の中で一番最初のところに、PDCAサイクルを回すんだという理念のもとに報告書をお書きになっておられるんだろうと思うんです。

そういった中で、先ほどのご説明では、このチェックのところでは私どもの意見を反映させるということですが、書き方自体の中で、もともとどういう目標を立ててプランを立てた、どういう実行等をやると。そして、それをどういうことをやったんだ、そしてその成果がどうだという評価のチェックというのは行政側自体もあるだろうと思うんです。

その中で達成率はどうと、こういう評価をされて、そして我々の意見を聞いているという体系になっているだろうと思いますが、この中身をずっと読んでみると、必ずしもそういう、前に書かれたようなPDCAサイクルを回すんだというところが、私、今ぱっと見ただけで、あるいは誤解かもしれませんが、少し読めないところもあるんですが、その辺はどういう理解をすればよろしいか、ちょっとご説明いただくとありがたいですが。

奥野会長 どなたか、何か。

磯田環境農林水産総務課参事 PDCAサイクルの考え方でございますが、基本的には保全目標に対して、その進捗状況がどうなっているのかというチェックを、25ページ第3章の施策の進捗状況の評価と今後の方向性ということで、行政の立場で一定評価をしているつもりでございます。

ここの記載内容の部分で、最初に書いてあるのは資源循環でございますが、その進捗状況の評価をして、次はこういう考え方で、今後こうやっていこうというような形でチェックと、それから今後の方向性という形で回しているという認識でございますが、これはあくまでも行政内部の話でございますので、そういう意味ではこういう審議会なり、いろんな場面からご意見を頂戴しながら、きちんとPDCAが回るようなシステムというのが必要になるだろうと、我々も考えてございます。

奥野会長 よろしいですか。

津野委員 そういう意味ですと、来年度のこの報告書も同じように今年の報告書を受けて、PDCAサイクルの後ろのAはどうなったかというようなところも、継続してそういう形でおまとめになられるという理解をさせてもらってよろしいでしょうか。

磯田環境農林水産総務課参事 基本的には、この計画の目標年度が今年度末でございます。ということは、来年度には全体のチェックという意味でのレビュー

ーの部分も含めて実施する必要があるのではないかと考えてございまして、これをどのような形で進めるかというのは、またこれから検討したいと思っております。

奥野会長　　じゃ、その辺、お願いします。

もう1人、阪さん、どうぞ。

阪委員　　資料編の1について伺わせていただきたいんですけども、この事業費が1年間で相当な割合、減額されているんですけども、もしできましたらこれだけの大きな減額が起こった主な要因と、それから事業費の中長期の見通しを教えていただければと思います。この事業費がこの勢いで減り続けていきますと今後できることの中身にも影響するかと思ひまして、質問させていただきました。

奥野会長　　それについてはいかがでしょうか。資料編のところ。

磯田環境農林水産総務課参事　　すみません、ちょっと細かい資料を持っておりませんので、この事業費の増減の部分につきまして、どういう事情があったかというのはちょっと計りかねるんですけども、基本的には増減の中で増えている部分では、これは決算額になりますので、平成20年度に比べて21年度の事業で、例えば都市整備部なんかでありますと、公共事業の部分が減っているのではないかなという推察はできるんですけども、将来的な財政のシミュレーションを含めた部分につきましては、府全体の中で事業の中がどのようなになっているのかといいますと、今、まだ粗い試算から今後どういうふうな方向性にするかという庁内での議論も途中でございまして、我々のほうも、全体が見えるかといいますと、ちょっと見えないというのが現実的な状況でございます。

奥野会長　　よろしいでしょうか。他にございませんか。

もう1つあるので、ここで打ち切らせていただきたいと思いますが、貴重なご意見をありがとうございます。大阪府で進めている講じた施策の単なる宣伝にならないようにという厳しいご指摘だと受けとめていただいて、特に表現については少し工夫してくださいと幾つかの具体的なご指摘がございますので、今後の進行管理に努めていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

それでは、次の報告に移らせていただきたいと思ひます。環境総合計画でございますが、これについて事務局のほうから説明をお願いいたします。

荒木副理事 副理事をやっております荒木と申します。私のほうからご説明をさせていただきます。着席をいたしましてご説明させていただきます。

お手元の資料でございますけれども、資料7、それから資料7-1、いずれもA3だと思いますが、これでもってご説明をしたいと思います。特に資料7の素案の概要と、それから、できますれば、ちょっとお机のところは狭くなるんですが、資料7-1の目次を少し見ながら聞いていただければと思います。

まず、今回配付をさせていただいている資料でございますけれども、これは本年5月の環境審議会の答申「環境基本条例に基づく環境総合計画について」に基づきまして策定をさせていただいているものでございまして、現時点では、書いてございますように、素案という段階でございます。今後でございますけれども、できますれば来週中にも一月程度のパブリックコメントの手続をさせていただきまして、府民のご意見をお伺いしたいと考えております。

また、本日、この審議会でいただきましたご意見とあわせて、多分お時間との関係で言い切れないご意見がたくさんあるかと思っておりますので、できますれば年内にも事務局のほうに審議会の委員の方々からご意見をいただきまして、先ほどのパブリックコメントの手続においていただいた府民からのご意見とあわせまして、それらをできるだけ盛り込んで案にしたいと、このようなことを考えているところでございます。

そうしましたら、素案の概要のほうを見ながらご説明をしていきたいと思っております。資料7の表のほうでございますけれども、まず、この計画の位置づけでございます。

今申し上げましたように、環境基本条例に基づいて策定をしているものでございまして、大阪府の2025年の将来の姿をあらわした「将来ビジョン・大阪」に示されました「水とみどり豊かな新エネルギー都市」実現の道筋を具体化し、広く大阪府の環境施策に関する基本方針や具体的手順を示すものと、このように位置づけをさせていただいております。この新たな計画の特徴と、それから現行の計画との差異を中心に、簡単にご説明をしたいと思っております。

まず、資料7-1の表紙の目次をご覧くださいながら、全体構成をざっとご説明したいと思います。最初に、課題と将来像ということでありまして、大阪の環境を取り巻く課題と。それから、そこに書いてございますけれども、目指す

べき将来の姿でございます。これは、分野、柱ごとに長期的な将来像というものをまずお示しをすると、こういう形になってございます。

それから、計画の枠組みと全体構成ということになっておりまして、計画の枠組みというのは、例えばどういったものを対象にし、期間はどうかということに記載させていただいております。その後、目標及び施策の展開方向ということで、主には2020年度の目標と、それから展開の方向ということで、そこがございますような4つの分野、柱と、それから少し位置づけが異なります。魅力と活力ある等々と書いてある、こういった柱5つで整理をさせていただいております。

その後、この施策を推進するに当たりましての新たな視点と申しますか、そういったものをそこで整理させていただいて、この計画をいかに効果的に推進するかということをもとめる形で構成をしているものでございます。

また、少し概要のほうに戻っていただきますけれども、この計画の期間でございますけれども、長期的に目指す、おおむね2050年ころの将来像を見据えまして、2020年までの10年間とさせていただいております。いわゆるバックカスティングの考え方でもって構成をしているところでございます。

現行計画との差異を中心に、今回考えているところをご紹介させていただきますと、例えばできるだけ府民にわかりやすい計画にさせていただきたいということで、代表的なものに絞って計画の目標を設定させていただいております。現行の計画は約100の目標がございましたけれども、今回は全体としましては17の数値目標という形で整理をさせていただいております。

また、環境施策の推進に関する基本的な事項にできるだけ絞って記載をさせていただくということを考えておりまして、総ページ数も大幅に削減をしたいということで、今の現行の計画が約200ページ、今回お示ししているものは約20ページということで、できるだけ絞らせていただきました。ただ、逆に、絞ったものにつきましては、この総合計画をベースにいたしまして、個別の事項は個別の計画をこれに基づきまして策定をいただき、その中で記載をさせていただくと、このような整理をさせていただいております。

また、素案の概要のほうの表紙を見ていただくとわかりますが、今回、地球規模の環境問題に積極的に対応していくという観点から、地球の温暖化の防止

という視点と、人の生存基盤を支えます生物多様性の保全を新たな施策のいわゆる柱、分野という形で位置づけをさせていただきました。

その結果といたしまして、真ん中にございます計画の全体構成でございますけども、府民の参加・行動と、全体にかかる部分のもとに低炭素・省エネルギー社会の構築、それから資源循環型社会の構築、全ての命が共生する社会の構築、ここはいわゆる生物多様性のことを書いてございます。それから、健康で安心して暮らせる社会の構築と、この4つの分野、柱の取り組みと、それからそれらに関連をいたします魅力と活力ある快適な地域づくりという形で整理をさせていただきました。

ちなみに、今年の5月におまとめいただきました答申の中では、低炭素、循環、生物多様性、健康・魅力という4つの柱、分野という形で整理をいただいたところでございますけども、特に魅力にかかわる部分につきましては、この計画を策定している過程の中で、他の分野との関連が非常に深いということ。それから、他の分野のものとは比べますと非常に抽象的な目的にならざるを得ないのではないかというところ。それから、他の分野、柱の結果を含めて、全体としてこの魅力・活力ある快適な地域づくりが達成されるものであるのではないかとということ等を考えまして、この健康と魅力というものを2つに分けさせていただきまして、今ご説明いたしましたような4つの分野、柱と、それと絡んで結果として達成されます、真ん中にあります魅力と活力ある快適な地域づくりと、こういう形で整理をさせていただきました。

また、この魅力と活力ある快適な地域づくりにつきましては、他の分野におきましてはできるだけ数値目標という形で整理をしておりますが、この分野は若干、その辺、異なるということもございまして、目標と施策の方向とあわせて、特段数値目標はなかなか決められないということなので、数値目標は置かずに整理をしているということが他の分野との違いでございます。

それから、もう1つ、ヒートアイランドにつきましては、低炭素・省エネルギー社会の構築においては熱負荷の削減がヒートアイランド現象の緩和に役立つとの視点でもって、この低炭素・省エネルギー社会の構築の中に一部、盛り込んでございますけども、主としては真ん中に書きました魅力と活力ある快適な地域づくりの中で整理をさせていただいております。

また、その下のほうにございます施策推進に当たっての新しい視点は、環境と成長の両立に向け、あらゆる分野への環境の視点を組み込むという視点を入れております。もう1つは、地域主権の確立、それから関西広域連合での取り組みなど、広域連携の推進というものを掲げさせていただいております。

また、社会情勢の変化に柔軟に対応し、計画の効果的・効率的な推進を図るため、このような社会情勢の変化とかを勘案し、また3年から4年ごとに実施することを考えてございます府民からのご意見等も踏まえまして、計画に上げられている施策の方向や、あるいは実施効果の検証などを行いまして、有識者などからのご意見もいただいて、この計画の期間中、10年間の間でも必要に応じて計画の見直しを柔軟にしていきたいと、このような形で考えておりました。しっかりとPDCAのサイクルを回していきたいと思っております。

また、今後のスケジュールは、先ほど申し上げましたように、今日のご意見をいただき、また委員の皆様方から、できますれば月内にもご意見をいただいて、あわせて来週中にもパブリックコメントの手続きをし、その間に市町村への説明等も実施していきたいと、このように考えてございます。

また、それらの意見も踏まえて、環境総合計画の案というものを策定させていただきまして、来年の2月の議会でご報告をさせていただきまして、できますれば3月中に公表していきたいと、このように考えてございます。

また、本計画を踏まえまして、例えば来年度には地球温暖化防止に関する大阪府としての実行計画の策定等々が予定されておりまして、それぞれ個別の計画には法定計画等もございまして、時期は若干ずれることはございますが、できるだけこの計画に基づきまして、うまくタイミングが合うものから必要な見直し等を含めて実行計画、個別の計画を策定していくと、このような計画で考えているところでございます。

これが全体の概要でございまして、資料7-1をお手元にご用意いただけますでしょうか。ざっと中身を眺めていただければと思っております。

奥野会長　　済みません。ちょっと急いでいただけますか。

荒木副理事　　はい。1枚めくっていただきますと、先ほどの大阪の環境を取り巻く課題と目指すべき将来像というのが書いてございます。その後に計画の枠組み、全体構成がございまして、少しめくって、次に参加・行動がございまして、

恐縮ですが、5ページのところに1つのパターンとして低炭素・省エネルギー社会の構築というのがございます。

ここがございますように、2020年の目標を定め、そして現状と施策の方向、主な施策をここに記載しておりまして、6ページに工程表という形で、個々の施策の中身を2020年までの工程表で整理をしておりまして、他の分野もそれぞれ同じような整理をざっとさせていただいております。

順に見ていただきますと、資源循環、それから生物多様性の関連のところ。健康で安心して暮らせるところは、少し分野が広うございますので、3つほど分けて、まとめて工程表を14ページあたりにつけております。

15ページ、魅力と活力のある快適な地域づくりというところにつきましては、目標というものを個別に数値目標では定めてございませんが、先ほど申し上げましたように、みどりの風というところの部分と、それから景観、歴史、文化的環境の形成、そしてヒートアイランドや騒音・振動のところを記載した都市環境の形成ということをまとめさせていただきまして、その後先ほどご説明しました環境と成長の両立に向けて、地域主権・広域連携の推進、計画の効果的な推進、18ページでございますが、きちっとサイクルを回していくということを整理させていただいていると、こういう形の構成でまとめさせていただきました。

以上でございます。

奥野会長　ここからパブコメのほうに行きたいということで、ちょっと皆さんのご意見をとにかく、ご質問、ご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

蒲生先生、どうぞ。

蒲生委員　魅力と活力ある快適な地域をつくるという項目で、緑が少ないと。雑然としているなど、マイナスイメージがありますと書かれてはいますが、橋下知事はわい雑な町・大阪をプラスイメージとして売り出していますな、今。矛盾するのと違うかな。雑然とわい雑はよう似たものやからね。こっちのどこか、整然としたという目標もあったんやけど、雑然としているというのがマイナスイメージであれば、橋下知事の言うているわい雑な町というのは矛盾するんやないかと思うんですけどね。質問です。

奥野会長 どなたか。

荒木副理事 今、これは素案でご説明させていただきました。先生方から、委員の方々からいろんなご意見が多分出ると思いますので、今はその意見を賜ってまいりたいと思っております。

奥野会長 じゃ、先生、質問というか、要望ということでよろしいですか。他に、そっちを聞くほうがいいかもしれません。他に何かご指摘、ございませんでしょうか。

方針としては、5月の審議会での答申を受けて、こういう形になっていますが、他にございませんでしょうか。

坂東先生、どうぞ。

坂東委員 専門の大気の観点のほうからちょっとご質問させていただきたいんですが、今回、環境計画の素案、今ご説明あったように、非常に具体的な数字も掲げてつくっていただいている、かなり踏み込んだ形に書いていただいているなと思うんですが、逆にその点でちょっと自分の専門のところで心配になるのは、先ほど内山先生のほうからも質問があったPM2.5について、この計画素案の中では環境基準を達成すると明確に書き込んでしまっておられて、これはどのくらい大阪府さんとしては勝算というか、展望をお持ちなのか心配になるところがあります。

というのは、最近、新聞等で紙面をにぎわせているのを多分ご存じだと思うんですが、日本海の離島であっても大陸からの影響でPM2.5の濃度が環境基準、達成するかないかぎりぎりというような紙面報道があって、そういう事態がある中でここまで書き込まれたのはかなり勇気があるなと思って感心しているんですが、それについてはご意見、いかがでしょう。

奥野会長 いかがですか、どなたか。

谷口環境保全課長 ありがとうございます。

まず、PM2.5につきましては、これから常時監視をやっていかねばならないという状況ですので、端的に言うと、ここまで実は書けるかどうかという心配は我々にもあるんですけども、ただ、ある意味、詳細なことがわかっていない段階で、中途半端な目標を掲げることができるのかという一方の問題もこれありということでございます。

とはいいいましても、何の情報もない中で、こういうことを検討していくのはできないということで、我々のほうとすれば従前から計っておるS P Mのデータなどを参考に、S P Mの濃度からP M 2 . 5をストレートにはなかなか見積もることはできないわけですけど、いろんな仮説がございます。そういったものも考慮して、何とか環境保全目標を達成するように頑張っていこうかというような考えでございます。

奥野会長 専門的に言うと厳しいということでしょうか。

他の方ございますか。どうぞ。

辻本委員 魅力と活力のある快適な地域づくりとあったりするんですが、全てのところで環境のことを数字的にいうものとか、そういうものは書かれているんですが、昔、ちょっと前なら食育・花育というのが非常にもてはやされて書いてあったにもかかわらず、このところで魅力ある活力ある快適な地域づくりとか、そういうところにライフスタイルのことが出てない。

空間的なものとか、歴史的・文化的な環境の形成とか、物としてのものを継承しようとか保存しようとかいうのはあるんですけど、ライフスタイルとか、昔からある行事というか、そういうものを守っていこうというのが、ちょっと前のときなら一番前に出てきたはずなのに、すっかり姿を消してしまって、今、生物多様性がはやっていたらそれになっているというところに私は疑問を感じて、やっぱり私、花をやっているから特に言うんですけど、花のことを何か、いろんなことを言われていましたけど、花に代表される日本の生き方というのがある、それが一番だと思うんです。

そこが自然との共生の部分にあるところだと思うので、もうちょっとライフスタイルのことをきっちり継承するところも、数字として入れられなくても、そういうイベントをもっとやっていきましょうとか、野菜なんかもやっていたように、前やっていたことも継承していくことが必ず環境形成の人を育てるところになるということを書き書いていただいたほうがいいんじゃないかなという感じがするんですが。

奥野会長 答申のとき、ありましたね。5月に。ちょっと、ご意見を先に聞いたほうがいいと思うので、先生どうぞ。

東委員 計画期間が2020年までの10年間ということで、長期的なこれは

計画になっておるんですけれども、一番大事なところは、この計画の効率的な推進と進行管理というところで、毎年度のサイクルとか、複数年、3、4年ごとのサイクルということで効果検証をされていくということなんですが、ぜひ3、4年ごとのサイクルの中で中間的な目標数字を掲げていただいて、例えば3年後にはどれだけ達成できているのかとか、3年後の目標を掲げていただいて、それに対してどれだけ達成ができているのか、そういうふうな検証結果を出していただきたいと思います。

奥野会長 他に、要望があったらお願いします。

どうぞ、石井先生。

石井委員 9ページのところなんですけど、生物多様性とか自然との共生というのは数値目標が立てにくいというのはよくわかるんですけど、この9ページの左上にある「目標：2020年」というところでちょっと愕然としているんですが、生物多様性の府民認知度を70%以上にする、これはオーケーなんですけど、次の書き方なんですけど、生物多様性の損失を止める行動を拡大するというので、生物多様性の損失を止めるとなぜ書けないか。これは、そういう行動を拡大すると書いているだけなので、これでは私はとても不満なんです。

奥野会長 他に何かご指摘ございませんか。よろしいですか？ じゃ、これまでのご意見をちょっと踏まえて、私のほうから。

さっきのPM2.5の話もあるんですが、東先生がおっしゃっていただいたように、計画の期間が10年ですので、石井先生の話もあれですけど、途中で何かをすることとをかなりよく考えていけば、もう1つはクリアできるかなと思うんですが、最後の石井先生の、ここで止めたらどうだという、行動ではないというようなご意見ですが、受けとめますということでもよろしいか。ちょっと私が急いでしまって申しわけないですが、もう1件ありますので。

それから、これを皆さんの意見を聞いて、次に行きたいということなので、意見だけとにかく出してもらって、府のほうでしっかり考えてくださいと、こういうふうに言っておきたいと思いますが、他に、よろしいですか。

内山先生、どうぞ。

内山委員 大気の問題なんですけれども、これは大阪府だけでどうこうできる問題じゃないから書きにくいとは思いますが、この数年、黄砂の問題

が非常に関心が高まっています。以前は視程距離が落ちるといぐらいの問題だったんですけれども、最近はそれにいろいろな化学物質が付着しているかもしれないということで、非常に健康の問題として重要視されていまして、環境省も多分今年から調査研究の重要課題に挙げてきましたので、ぜひこの環境問題の課題というところでも、特にこれが挙がっていないので、これから10年ぐらいはひどくなることはあれ、越境汚染ですので、なかなか改善はそう簡単にはできないと思いますので、課題ぐらいに少し触れておいていただければと。

奥野会長 他に、よろしいでしょうか。

とにかく私の気持ちとしては、10年計画なので、10年先を考えても環境って絶対に3年ぐらいで変わってきますから、その辺を十分何か感じられるような、出すときは思い切ってみんなにわかりやすいように府民に出すという、その辺を工夫していただくようお願いして、今日の皆さんのご意見、できればまだお寄せくださいということなので、委員の皆様、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次の報告に移ります。府立自然公園の指定拡大ということについて、ご説明をお願いします。

勝又みどり推進課長 みどり推進課の課長の勝又でございます。

阪南市及び岬町域におきます府立自然公園の指定予定について、ご報告させていただきます。資料は8-1及び8-2でございます。時間が来ておるようなので、少し簡略化させて説明させていただきます。

現在、大阪府では、阪南市及び岬町内の豊かな自然資源を有する森林の区域を大阪府立自然公園に指定すべく準備を進めております。指定に際しまして、公園指定書及び公園計画書を作成し、本審議会のご意見をいただいた上で告示を行うこととなっております。次回の本環境審議会で諮問をさせていただきたいと考えておりますので、本日はその指定案の概要と今後のスケジュール等についてご説明をさせていただきます。

資料8-2の図面で示しておりますが、指定予定の区域は和泉葛城山系の最端部に当たり、山と海が近く、府内では唯一海浜部と近接する山系であり、府域ではまれな暖地性の樹種でありますハウライカズラ、リュウキュウマメガキ、ノグルミなどの植物が成育するとともに自然豊かな森林がはぐくまれておりま

す。地域一帯は、標高約200から400メートル程度の低山でありながら、山頂周辺からは大阪湾や紀淡海峡を臨む非常に良好な眺望が得られる点が府内の他の山系と違った特徴となっております。

これらのすぐれた自然資源や良好な眺望を含む景観の保全を図るとともに、府民の利用の増進を図り、大阪府を取り巻く山系の自然環境の価値を高めていきたいということで、府立自然公園の指定を行いたいと考えております。

指定の面積でございますが、資料8-1のほうに阪南市・岬町、それぞれ地区を分けまして、合計面積947ヘクタールの指定を図りたいと考えております。今後のスケジュールでございますが、土地所有者や地元等への説明・調整は終えており、現在、府民へのパブリックコメントを実施しております。府民の意見をいただいた上で、公園指定書及び公園計画書の原案を作成しまして、地元市町に意見照会を行います。

来年1月に予定されております大阪府国土審議会に土地利用計画の変更につきまして諮問をさせていただき、その後、国の地方行政機関と協議を行い、次回の本環境審議会に本件を諮問させていただく予定としておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

奥野会長 済みません、急がせて申しわけありませんが。自然公園を広くしていこうということで、改めてこの審議会に諮問をする予定だということですが、特にご質問はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。改めてこの審議会で議論することになりますので、今日のところはこれでいかせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

報告事項は以上でございますので、その他について、ありましたら事務局のほうからお願いします。

司会 事務的な連絡でございますが、次回、第42回の環境審議会は、部会の審議状況等も見ながら、来年春から夏ごろに開催させていただきたいと考えております。日程等につきましては、できるだけ早目にご連絡させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

奥野会長　それでは、これで本日予定しておりました議事を終えました。5時ちょっと過ぎましたが、皆様のご協力、どうもありがとうございました。もっと本当はいろんな議論をしたいというところもあると思うんですが、議事進行に協力いただきましてありがとうございました。

それでは、私のほうから事務局にお返しします。

司会　ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、環境政策監の大住からあいさつを申し上げます。

大住環境政策監　環境政策監の大住でございます。

本日、本当に長時間にわたりまして活発なご意見を賜りました。ありがとうございます。中でもほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて、ご答申をいただきました。本当にありがとうございます。その他、様々なご意見、様々な項目についていただきました。今後の環境行政にも反映させていただきたいと考えております。

皆様方には、今後引き続きまして、本日諮問をさせていただきました廃棄物処理計画の策定、それから化学的酸素要求量等に係る第7次総量削減計画等、さらには1,4-ジオキサン等の排水基準について、引き続きご審議賜らなければならぬと考えておりますが、先ほど担当のほうから申し上げましたけれども、新環境総合計画の素案につきまして、まだまだご意見等、お持ちであろうと考えます。ぜひとも、できましたら年内に事務局のほうへお知らせをいただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

皆様には、今後とも引き続き大阪府の環境行政に、ご支援、ご鞭撻賜りますことをお願い申し上げまして、本日、本当に長時間ありがとうございました。閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

司会　本日予定しておりましたものは以上でございます。なお、お名前をご記入いただきました出席確認票は、お席の上に置いたままお帰りいただきますようお願いいたします。

これで、本日の審議会を終了させていただきます。長時間どうもありがとうございました。

了